

令和元年9月定例会

# 総務委員会説明資料

経営戦略部

監察局

出納局

## 目 次

### I 提出予定案件

1	一般会計予算	1
(1)	歳入歳出予算	1
	ア 総括表	1
	イ 課別主要事項説明	2
(2)	地方債	6
2	その他の議案等	7
(1)	条例案	7
(2)	物品購入契約	10
(3)	平成30年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	11
(4)	平成30年度決算に係る健全化判断比率の報告について	11
(5)	専決処分の報告について	12

1 一般会計予算  
 (1) 歳入歳出予算  
 ア 総括表  
 一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳						一般財源
				特 定 財 源						
				国支出金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県債	
秘書課	433,263	6,600	439,863				1,425			( 6,600 ) 438,438
総務課	1,128,337	3,000	1,131,337	233,035			370			( 3,000 ) 897,932
人事課	310,356		310,356		15	998	545			308,798
職員厚生課	2,935,996	253	2,936,249			41,342	( 41 ) 678	5,000	716,000	( 212 ) 2,173,229
財政課	76,616,147	5,000,726	81,616,873	363	761,505	422,289	2,799,452	2,000,000	95,000	( 5,000,726 ) 75,538,264
管財課	1,407,478		1,407,478		11,872	24,156	15,498	67,000	267,000	1,021,952
税務課	30,780,632		30,780,632		6,376		400	55,000	177,000	30,541,856
スマート県庁推進課	818,729	9,000	827,729	2,391			10,465	71,106		( 9,000 ) 743,767
総務事務管理課	127,955		127,955							127,955
監 察 局	監察評価課	209,305	209,305	17,500						191,805
	法人検査課	161,650	161,650	14						161,636
	法制文書課	20,226	20,226							20,226
出 納 局	会計課	410,110	410,110	2,666			11,500			395,944
	公共入札検査課	166,533	166,533							166,533
計	115,526,717	5,019,579	120,546,296	255,969	779,768	488,785	( 41 ) 2,840,333	2,198,106	1,255,000	( 5,019,538 ) 112,728,335
議会事務局	1,001,237		1,001,237				130			1,001,107
人事委員会事務局	132,404		132,404				612			131,792
監査事務局	185,394		185,394							185,394
計	1,319,035		1,319,035				742			1,318,293
総 計	116,845,752	5,019,579	121,865,331	255,969	779,768	488,785	( 41 ) 2,841,075	2,198,106	1,255,000	( 5,019,538 ) 114,046,628

( ) 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

秘書課

一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	273,225		273,225	
広 報 費	160,038	6,600	166,638	① 広報費 ( 6,600 ) ア (新) 5G先取り！VR活用広報戦略事業 6,600
秘書課 合計	433,263	6,600	439,863	

総務課

一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	203,217	3,000	206,217	① 行政連絡調整費 ( 3,000 ) ア (新) 低空飛行騒音測定器設置事業 3,000
文 書 費	323		323	
諸 費	390		390	
事 務 局 費	924,407		924,407	
総務課 合計	1,128,337	3,000	1,131,337	

職員厚生課  
一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	2,753,354	253	2,753,607	① 退職手当支給事務費 ( 253 )
職 員 厚 生 費	174,891		174,891	
恩 給 及 び 退 職 年 金 費	7,751		7,751	
職員厚生課 合計	2,935,996	253	2,936,249	

財政課  
一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	220,837		220,837	
財 政 管 理 費	2,718,924	5,000,726	7,719,650	① 県財政管理運営費 ( 726 ) ② 財政調整基金積立金 ( 5,000,000 )
公用公共用施設 災害復旧費	100,000		100,000	
元 金	66,056,000		66,056,000	
利 子	7,177,000		7,177,000	
公 債 諸 費	193,386		193,386	
予 備 費	150,000		150,000	
財 政 課 合 計	76,616,147	5,000,726	81,616,873	

スマート県庁推進課

一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	818,729	9,000	827,729	① 行政情報化推進費 ( 9,000 )
スマート県庁推進課 合 計	818,729	9,000	827,729	

(2) 地方債

一般会計

(ア) 変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	修正前	修正後			
総務管理事業	1,025,000	1,025,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	融資機関の融資条件による。ただし、 必要の生じた場合は全部若しくは一部 繰上償還し、又は借換えすることが できる。
企画事業	554,000	554,000			
市町村振興事業	1,000,000	1,000,000			
防災事業	415,000	415,000			
社会福祉事業	111,000	111,000			
児童福祉事業	4,000	4,000			
公衆衛生事業	6,000	6,000			
環境衛生事業	49,000	49,000			
医薬事業	95,000	95,000			
職業訓練事業	9,000	9,000			
農地事業	2,234,000	2,557,000			
林業治山事業	2,427,000	2,427,000			
水産事業	500,000	593,000			
観光事業	111,000	111,000			
道路橋りょう事業	9,388,000	10,858,000			
河川海岸事業	9,057,000	10,642,000			
港湾事業	842,000	1,084,000			
都市計画事業	1,131,000	1,454,000			
住宅事業	147,000	147,000			
警察関係事業	1,703,000	1,703,000			
教育総務事業	2,400,000	2,400,000			
高等学校整備事業	1,021,000	1,021,000			
社会教育事業	207,000	210,000			
保健体育事業	187,000	187,000			
土木施設災害復旧事業	3,947,000	3,947,000			
公用公共用施設災害復旧事業	95,000	95,000			
臨時財政対策債	15,000,000	15,000,000			
徴税事業	177,000	177,000			
計	53,842,000	57,881,000			



## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ① 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（人事課）

##### ア 制定の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本県の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定める必要がある。

##### イ 条例の概要

- (ア) この条例は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とすることとする。
- (イ) 会計年度任用職員の給与は、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特殊勤務手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当とすることとする。
- (ウ) 会計年度任用職員に適用する給料表及び等級別基準職務表並びに初任給の基準を定めることとする。
- (エ) フルタイム会計年度任用職員の給与の支給条件及び支給方法に関する事項を定めることとする。
- (オ) パートタイム会計年度任用職員の給与の支給条件及び支給方法並びに通勤に要する費用及び旅費の費用弁償に関する事項を定めることとする。
- (カ) その他所要の規定を設けることとする。

##### ウ 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。

② 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（人事課）

ア 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

イ 改正の概要

（ア） 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととする。

- a 職員の給与に関する条例
- b 徳島県学校職員給与条例
- c 職員の旅費に関する条例
- d 職員の退職手当に関する条例
- e 徳島県地方警察職員の給与に関する条例
- f 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
- g 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- h 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ウ 施行期日等

（ア） この条例は、令和元年12月14日から施行することとする。

（イ） この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとする。

### ③ 徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）

#### ア 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。

#### イ 改正の概要

(ア) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととする。

- a 徳島県職員定数条例
- b 職員の給与に関する条例
- c 職員の旅費に関する条例
- d 職員の退職手当に関する条例
- e 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
- f 職員の分限に関する条例
- g 職員の懲戒に関する条例
- h 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- i 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- j 職員の育児休業等に関する条例
- k 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- l 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

#### ウ 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。

(2) 物品購入契約

ア 教育用パソコンの購入契約について (管財課)

物 件 名	令和元年度整備教育用パソコン
納 期	徳島県議会の議決のあった日から令和2年3月13日まで
契 約 金 額	62,964,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	徳島市東吉野町1丁目10番地の1 四国通建株式会社徳島支店 支 店 長 末 善 正 美

(3) 平成30年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について (会計課)

ア 提案理由

平成30年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

(4) 平成30年度決算に係る健全化判断比率の報告について (財政課)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に係る健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告するものである。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
— (3.75)	— (8.75)	12.1 (25.0)	184.4 (400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。( )内は、早期健全化基準を記載した。

(5) 専決処分の報告について

ア 調停に係る専決処分の報告について

専 決 処 分 内 容

課名	調停の申立人	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
		事故概要及び調停の内容				
管財課		平成30年 1月24日	三好郡東みよし町 地内	令和元年 9月 6日	物損	西部総合県民局 農林水産部(三好)
		(事故概要) 凍結した路面において、申立人が運転する車両に県車両が追突し、さらに、県車両の後続車が県車両に追突した。				
		(調停の内容) 徳島県ほか2名は、申立人からなされた交通事故に係る損害賠償額確定調停申立事件について、令和元年9月6日徳島簡易裁判所から提示された次の調停に応ずるものとする。 1 申立人と徳島県ほか2名は、本件事故により各自が被った物的損害については各自が負担することを確認する。 2 本件事故に関し、申立人と徳島県ほか2名は、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。 3 調停費用は各自の負担とする。				

イ 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専 決 処 分 内 容

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
			事故概要				
管財課	那賀郡那賀町所在 1 法人	358,560円	平成30年12月20日	那賀郡那賀町 地内	令和元年 8月29日	物損	南部総合県民局 津波減災部
			用務先駐車場で県車両をバックさせた際、屋根付き車庫に接触した。				
	徳島市所在 1 法人	321,600円	平成31年 3月 4日	徳島市地内	令和元年 8月29日	物損	障がい者相談支援 センター
			県車両が対向車をかわすためにバックした際、県車両の後方で停止していた相手車両に接触した。				
	鳴門市在住 1名	44,022円	平成31年 4月 8日	鳴門市地内	令和元年 8月29日	物損	環境指導課
			県車両が交差点に進入した際、脇道から進入してきた相手車両が、県車両の側面に衝突した。				
	那賀郡那賀町在住 1 名	70,000円	平成31年 4月17日	那賀郡那賀町 地内	令和元年 8月29日	物損	南部総合県民局 県土整備部(那賀)
			対向する際、県車両のドアミラーが、相手車両のドアミラーに接触した。				
海部郡牟岐町在住 1 名	13,600円	平成31年 4月18日	海部郡牟岐町 地内	令和元年 8月29日	物損	南部総合県民局 県土整備部(美波)	
		県車両が交差点に進入した際、脇道から進入してきた相手車両が、県車両の側面に衝突した。					
計		807,782円					

